

大垣市税条例施行規則の一部を改正する規則

大垣市税条例施行規則(昭和44年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第15条第72号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同号の次に次の1号を加える。

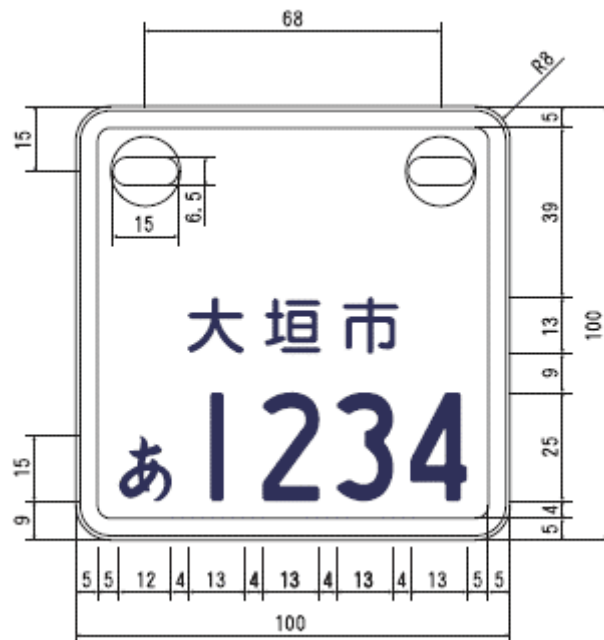
(72)の2 特定小型原動機付自転車の標識 第53号様式の2の図

第53号様式中「(原動機付自転車)」を「(一般原動機付自転車)」に改め、「市税条例第66条第1号アの原動機付自転車」の次に「(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。

第53号様式の2(第15条関係)
(特定小型原動機付自転車の標識)

図

単位mm



備考

- 1 車両番号は、図示の例により、上段に市名を、下段に平仮名文字(お、し、へ、み、ゑ、んを除く。)又はアルファベット文字及び4桁の数字をもって表示する。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径10mmの点で表示する。
- 2 標識は、金属製のもの又は金属及び透明材料を用いたものとし、文字は浮出しとする。この場合において、金属及び透明材料を用いたものにあつては、金属製と同程度に堅牢で使用に十分耐えるものとする。
- 3 標識の地の塗色は、白色とする。
- 4 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。